

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第15号

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第4号までを削り、同条第5号を同条第1号とし、同条第6号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第7号を第3号とし、第8号を第4号とする。

第4条第1項を次のように改める。

第2条第2号及び第3号に掲げる者の報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、その支給期日は、月の21日に支給とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4条第2項中「第2条第8号」を「第2条第1号及び第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)